

① 内閣府

人 名	独立行政法人国立公文書館(平成13年4月1日設立)＜特定＞ (館長:高山 正也)
目 的	移管を受けた歴史資料として重要な公文書等(以下「歴史公文書等」という。)を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
主要業務	1 歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。2 行政機関からの委託を受けて、行政文書の保存を行うこと。3 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。4 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。5 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。6 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。7 上記1から6までの業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	国立公文書館分科会(分科会長:御厨 貴)
ホームページ	法 人 :http://www.archives.go.jp/ 評価結果:http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	第2期 中期 目標期間	H22 年度	H23 年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化				—			1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第2期中期目標期間には「—」を記入している。
(1) 民間委託の促進				—			
(2) 業務執行体制の見直し				—			
(3) 受け入れた歴史公文書等の処理状況				—			
(4) 業務の効率化	A×2	A+×1 A×1	A×3				
(5) 業務・システム最適化計画	A	A	A				
(6) 総人件費改革に関する措置	A	A					
1.業務運営の効率化							
(1) 業務の効率化					A	A	
(2) 経費の節減					A	A	
(3) 人員配置の見直し					A	A	
(4) 総人件費改革に関する措置					A	A	
(5) 随意契約の見直し					A	A	
(6) 業務・システムの最適化					A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 体制整備の検討	A	A			A	A	
(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置					A×6	A×4	
(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	A×47	A×55	A×15	—	A×34	A×35	
(4) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置					A×10	A×6	
(5) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	A×12	A+×2 A×9	A×2	—	A×12	A×14	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A		—	A	A	
4.短期借入金の限度額					—	—	
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途	A	A		—	A	—	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画					A	A	
(2) 人事に関する計画	A	A		—	A×2	A	
(3) 中期目標期間を超える債務負担	A	A			A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 独立行政法人国立公文書館の業務の実績について、平成22年度からスタートした第3期中期目標の2年目の実施状況について調査・分析し総合的に評価を行ったところ、各取組は計画に即し順調に実施され、目標を達成し、あるいはそれを上回る成果を上げている。館長以下役職員は、「パブリック・アーカイブズビジョン」の基本理念の実現を目指し、自主的、主体的な努力の成果が認められる。
- 公文書管理法の施行による新規事業への対応等のため、利用審査部門の独立・専任化、法務・内部統制部門の設置、企画機能の充実など、適切な体制整備に向けての取組が認められる。研修受講者数の大幅な増加等の状況変化に対応して、より一

- 層の体制整備に取り組むことが望まれる。
- コスト削減にも取組ながら業務の効率化を進めている。
- デジタルカメラによる原本撮影の運用、書庫見学を可能とする見学実施要領の策定など、利用者の利便性の向上や利用者層の拡大に向けた弾力的な取組が行われていることは高く評価できる。
- 我が国全体の公文書管理の在り方を向上していくにあたり、国立公文書館のプレゼンスが極めて大きな影響を有していることを自覚して、今後も、全国の公文書館のフロントランナーとしての継続的な活動・取組が行われていくことを期待したい。
- 内部統制の整備・運用については、真摯な取組がなされている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 既存の事務・事業の見直しを着実に実施するとともに、契約の適正化により経費の削減を図り、平成23年度における一般管理費(人件費を除く。)及び事業費の総額(新規に追加又は拡充されるものを除く。)は、対22年度138百万円、11.2%の削減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度における一般管理費(人件費を除く。)及び事業費の総額(新規追加又は拡充されるものを除く。)は、対前年度比11.2%の削減となったことは評価できる。
随意契約の見直し	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の妥当性や一般競争入札(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)への移行について見直すとともに、一般競争入札等の参加要件の緩和や公告期間の十分な確保等により競争性の確保に努めた。また、契約監視委員会において、その改善状況についてのフォローアップを行った。 平成23年度の随意契約の件数は11件(対前年度2件減)であり、一般競争入札等の件数67件(対前年度14件増)であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づいて、引き続き競争性のない随意契約の更なる見直しや一般競争入札等における競争性の確保に取り組んだ。 取組の過程において、一般競争入札等の参加要件の緩和や公告期間の十分な確保等によって競争性の確保のための工夫を随時行ったほか、契約監視委員会による点検・フォローアップを実施した。 これらの取組の結果、平成23年度の随意契約の件数が対前年度比減少し、一般競争入札等の件数が増加するなど、所期の成果を上げたことは評価できる。 現状において、出来る限りの取組がなされているものと認められるが、不断の情報収集や新たな工夫の創出等により継続的な改善の取組を行うことを求めたい。
体制整備の検討	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 公文書管理法の施行による新規事業への対応等のため新たに8名の常勤職員が増員されたことに伴い、当該新規定員の配置を含め館の組織体制全般を見直し、事務事業の効率的・合理的な執行の観点から、次のような整備を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 利用審査部門の独立・専任化 法務・内部統制担当の設置 企画機能の充実 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 公文書管理法の施行に伴い、8名の常勤職員を増員し、新たに館に期待される機能の円滑な実施や、業務の効率化及び内部統制の強化の観点から組織体制の整備が行われていることは高く評価できる。
歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 支援要請があった被災地方自治体(5箇所)において、それぞれ約2ヶ月づつの修復支援事業を実施し、採用した110名の修復研修生に対して必要な技術を習得させ、当該自治体が被災公文書等の修復作業を早急に進める環境を整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等との円滑な連携協力関係を維持・発展させていることは高く評価できる。なかでも、東日本大震災により被災した地方自治体における被災公文書修復支援事業に懸命に取り組んだことは法人ミッションの実現という目的にも適うものであり、高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 歴史公文書等の利用については、利用サービスの一層の向上に積極的かつ戦略的に取り組むための指針として、平成22年9月に「独立行政法人国立公文書館の保存する歴史公文書等の利用に係る取組方針」を策定しており、23年度計画において、法人の取組状況及び効果を把握するための新たな数値目標を設定している。しかしながら、これらの数値目標については、過去数年の実績に比して低い水準となっているものがあり、評価結果においてもその妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、過去の実績等を踏まえた目標値の妥当性についても評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国民生活センター(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:野々山 宏)
目的	国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。
主要業務	1 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。2 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。3 上記1及び2に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。4 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。5 国民生活に関する情報を収集すること。6 重要消費者紛争の解決を図ること。7 上記1から6の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	国民生活センター分科会(分科会長:山本 豊)
ホームページ	法人: http://www.kokusen.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/ksindex.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第1期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 一般管理費及び業務経費	A	—	A	A	A	A	
(2) 最適化計画の策定	A	—					
(3) 人件費			A	A	A	A	
(4) 給与水準			A	A	A	A	
(5) 随意契約の見直し			A	A	A	A	
(6) 保有資産の有効活用			A	A×2	A×2	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 消費生活情報の収集等	A×9	—	A×9	A×9 B×2	A×8 C×1	A×8	
(2) 国民への情報提供	A×7	—	A×12	A×10	A×10	A×10	
(3) 苦情相談	A×7	—	A×5	A×5	A×5	A×5	
(4) 裁判外紛争解決手続の実施			A	A	A	A	
(5) 関連機関との連携	A×8	—	A×8	A×10	A×10	A×11	
(6) 研修	A×9	—	A×8	A×7	A×7	A×8	
(7) 商品テスト	A×6	—	A×7	A×7	A×7	A×7	
(8) 調査研究	A×2	—					
(9) 中核機関としての役割強化			A	A	A	—	
(10) 地方公共団体に対する支援				A	A	A	
3.予算	A	—	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.不要財産の処分に関する計画						A	
6.重要な財産の処分等に関する計画							
7.剰余金の使途							
8.その他内閣府令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画	A	—	A				
(2) 人事に関する計画	A×2	—	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3) 中期目標期間を超える債務負担	A	—	A	A	A	A	
(4) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 消費者庁の設立に伴い、国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として改めて位置付けられたところであり、その業務について質の向上を図りつつ、効率的かつ効果的に実施していくことが求められる。平成23年度は効率化・合理化を進めながら、その要請にこたえるべく計画に即して業務を遂行したものと認められる。
- 業務運営の効率化については、一般管理費(人件費を除く)、業務経費、人件費の削減に努めている。なお、常勤職員による更なる業務の効率化を図りつつ、非常勤職員等は真に必要な業務に限定し、最広義人件費の抑制に努めることを期待する。
- 消費生活情報の収集・分析・提供については、早期警戒指標の整備が行われ、一定の成果が上がったことは評価できる。
- 国民への情報提供については、報道機関等を通じた情報提供に積極的に取り組み、記者説明会については目標件数を上回る実績を達成した。事業者名を含めた情報提供に適切に組み、消費者保護、被害の拡大防止に寄与した。
- 苦情相談の充実・強化については、職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チームを設置し、弁護士等の専門家へのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談においてはあっせんの充実に取り組むとともに、消費生活センターの支援として、話し中の相談窓口をバックアップする「平日バックアップ相談」や「土日祝

日相談」を適切に実施したと認められる。

- 裁判外紛争解決手続の実施については、重要消費者紛争の適正・迅速な解決のために適切に実施したと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
消費生活情報の収集・分析・提供	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 中央省庁、地方公共団体に対し、定期的に早期警戒指標を提供するとともに、消費生活相談早期警戒システム(PIO-ALERT)の運用開始後の提供のあり方を検討し、PIO-ALERT上で両指標を利用できる環境を構築した。その結果、PIO-ALERT上では、両指標を即時に抽出し、表示することが可能となった。 なお、法執行機関は捜査の端緒情報を公開しないため、早期警戒指標が行政処分の直接の端緒情報となったかどうか明らかにすることは困難である。そのため、以下の方法で指標の有効性について確認した。 【特商法指標】 「特商法指標」開発後の平成21年1月から平成24年3月までに特商法違反で行政処分された事業者または同法違反で警察に従業員が逮捕された事業者は305社あることが確認されている。この305社について、行政処分等された時点の直近の指標値を調べた。PIO-NETデータが存在しなかった3社を除いた302社のうち、166社(55.0%)が指標値の上位50位以内に入っていた。「特商法指標」が集計単位としている「購入・契約先キーワード」(いわゆる事業者名)は1年間で約15万種類が入力されており、166社はそのわずか、0.11%である。「特商法指標」が特商法違反で行政処分される事業者を予測した確率は高いと考えられる。 【急増指標】 「急増指標」を利用して直接的な注意喚起・情報提供に繋げる検討の場としては、消費者庁及び当センターで定期的に開催している「財産事案情報共有打合せ」が挙げられる。当該会議は、消費者庁及び当センターにおいて迅速かつ効率的な注意喚起ないし情報提供を実施するため、両者で定期的に情報共有することを目的として平成23年10月より発足し、週1回のペースで開催されている。当該会議において、当センターから主に急増指標上位30位の情報を提供し、審議に活用している。 当該会議発足以降、消費者庁で実施した消費者安全法に基づく事業者名を特定した公表は5件、16事業者であるが、急増指標上位30位での検出率は、5件(100%)、9事業者(56.3%)であった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 消費者庁と国民生活センターで、「急増指標」を利用して直接的な注意喚起・情報提供に繋げるため、「財産事案情報共有打合せ」を開催したところ、消費者庁で実施した消費者安全法に基づく事業者名を特定した公表は5件、16事業者であるが、急増指標上位30位での検出率は、5件(100%)、9事業者(56.3%)であることから、急増指標の有効性を確認した。 • 平成21年1月から平成24年3月までに特定商取引法違反で行政処分された事業者または同法違反で警察に従業員が逮捕された事業者305件について、行政処分等された時点の指標値を調べたところ、55.0%が指標値の上位50位以内に入っており、特定商取引法違反で行政処分される事業者を予測した確率は高く、提供情報の有効性を確認した。 など
国民への情報提供	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成23年度においては、記者説明会を機動的に23回、ホームページまたはFAX公表を20回開催し、目標の50件を大幅に上回る88件の情報提供を行った。 情報提供の際は、各部署が集まり討議する消費者トラブルタスクフォースにて事案を選定し、役員会の審議を経て確定後、調査・分析を実施している。また、注意喚起事案については、消費者庁と事前に早い段階で情報共有を図るべく、定期的に事案検討タスクフォースを開催している。なお、財産事案については、平成23年10月以降消費者庁との間で「財産事案情報共有打合せ」を原則、毎週開催し、案件の選定段階から庁と情報共有している。また、情報提供資料は、役員会の審議及び内部決裁を経た上で公表してい 	<ul style="list-style-type: none"> • 報道機関を通じた情報提供に積極的に取り組み、目標の50件を上回る実績を達成した。 • 情報提供の際は、国民生活センターの各部署が集まり討議する消費者トラブルタスクフォースにて事案を選定し、役員会の審議を経て確定後、調査・分析を実施した。また、注意喚起事案については、消費者庁と事前に早い段階で情報共有を図るべく、定期的に事案検討タスクフォースを開催した。なお、平成23年10月以降消費者庁との間で「財産事案情報共有打合せ」を原則、毎週開催し、案件の選定段階から庁と情報共有している。 • 事業者名を含めた情報提供に適切に取り組んだ。

		<p>る。</p> <p>消費者トラブルが著しく増加している事案や、重大な被害が生じている緊急案件については、迅速な公表に努めており、PIO-NET情報等が端緒の公表事案(商品テスト事案、震災報告を除く)35件のうち、21件については、事案の選定から1ヶ月以内に、また、11件については、1ヶ月以上2ヶ月以内に公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に報道機関等を通じて行った情報提供(88件)のうち、財産事案や生命・身体事案に関わるものなど33件において事業者名を含む情報提供を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者トラブルが著しく増加している事案や、重大な事故が生じている緊急事案については、迅速な公表に努めており、PIO-NET情報等が端緒の公表事案(商品テスト事案を除く)35件のうち、21件については、事案の選定から1ヶ月以内、15件については、1月以上2月以内に調査・分析を行い公表に繋がった。 <p>など</p>
苦情相談	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チームを設け、弁護士、医師はじめ外部の専門家からのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談ではあっせんの充実に取り組み、消費者被害の未然防止・拡大防止のため消費者への注意喚起、関係機関への情報提供、要望等を行った。 消費生活センターの窓口支援として、話中の相談窓口をバックアップする「平日バックアップ相談」を平成23年6月20日から開始しており、平成23年度に受付けた平日バックアップ相談件数は1,344件であった。 土日祝日に相談窓口を開所していない消費生活センターを補完するため、平成22年1月12日の「消費者ホットライン」の開始にあわせ、国民生活センターにおける「土日祝日相談」を実施している。平成23年度は年間114日実施し、相談件数は8,183件、1日の平均受付件数は71.8件であった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チームを設置し、弁護士等の専門家へのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談においてはあっせんの充実に取り組み、消費者被害の未然防止・拡大防止のために消費者への注意喚起、関係機関への情報提供、要望等を行った。 消費生活センターへの支援として、話し中の相談窓口をバックアップする「平日バックアップ相談」や「土日祝日相談」を適切に実施した。 <p>など</p>
裁判外紛争解決手続の実施	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、紛争解決委員会において重要消費者紛争に関し、和解仲介手続を実施し、終了した事案の手続の結果概要の公表等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決委員会が、独立行政法人国民生活センター法の精神を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組むことができるよう、事務局として適切にサポートした。なお、申請から手続終了までの平均所要日数は134.2日であり、概ね迅速に処理できていると認められるが、国民生活センター法施行規則所定の目標値である4ヶ月以内に近づけるよう、紛争解決手続主宰者である委員会の独立性を尊重しつつ、一層の工夫を図られたい。
商品テストの強化	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に236件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために11件の情報提供を行った。また、苦情相談解決のためのテストにおいて、解決が図られ製品改善が行われる等の成果があった事案18件について情報提供を行った。記者説明会等を通じて公表した11件については、消費者には商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対し規格・基準の見直しや法令違反のおそれのある表示等に関する改善の指導を要望した。また、業界・事業者に対しては商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 236件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために11件の情報提供を行った。記者説明会等を通じて公表した11件においては、消費者には商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対し規格・基準の見直しや法令違反のおそれのある表示等に関する改善の指導を要望した。また、業界・事業者に対しては商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。 定型的なテストは、(財)日本食品分析センターなどに84項目のテストを委託し、ガラスのひずみ観察等の専門性の高いテストは、(一財)日本文化用品安全試験所などに65項目のテストを委託し、テスト内容の充実に繋がった。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:荒川 研)
目的	北方領土問題等についての国民世論の啓発、北方四島交流事業及び調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。
主要業務	1 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。2 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第二条第四項に規定する交流等事業(同項第一号に掲げるものに限る。)を実施すること。3 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。4 昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したの者に対し必要な援護を行うこと。5 1～4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。6 北方地域旧漁業権者等法第4条に規定する業務(貸付業務という。)を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	北方領土問題対策協会分科会(分科会長:上野 俊彦)
ホームページ	法人: http://www.hoppou.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/hindex.html
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化			A×7	A×6	A×6		1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価及び中期目標期間の業務実績について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価及び第1期中期目標期間には「—」を記入している。
(1) 一般管理費の削減状況	A	—				A	
(2) 業務経費の削減状況	A	—				A	
(3) 能力向上の内容・方法		—					
(4) 役職員の給与水準見直し	A	—				A	
(5) 主たる事務所の移転	A	—					
(6) 随意契約の適正化	A	—				A	
(7) 内部統制・ガバナンスの強化		—				A	
(8) 財務内容等の一層の透明化の確保		—				A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 国民世論の啓発に関する事項	A×14	—	A×9	A×11	A×12	A×12	
(2)北方四島との交流事業		—	A×3 B×1	A×4	A×4	A×4	
(3)北方領土問題等に関する調査研究	A	—	A	A	A	A	
(4) 元島民等の援護	A×10	—	A×3	A×3	A×3	A×3	
(5)北方地域旧漁業権者等に対する融資事業		—	A×4	A×4	A×5	A×6	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	—	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
(1) 一般業務勘定		—					
(2) 貸付業務勘定	A	—	A	A	A	A	
5.重要な財産の譲渡等	A	—	A	A	A	A	
6.剰余金の使途	A	—		—	—	—	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画		—		A	A	A	
(2) 人事に関する計画	A	—	A×2	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中にあつて、少ない要員ながら計画に沿った事業の推進及び事後アンケートによりその効果を把握し、翌年度事業に反映するなど総合的に適切に行われている。また、コスト削減を考慮した効率化に向けた努力も図られており、内部統制については、審査機関を設置するなどして強化に取り組んでいる。今後、協会の活動について、広く国民に周知されるよう、一層の努力を期待したい。
- 融資事業について、貸付限度額の引き上げ等、一層の効果的実施のための策を講じ、制度の周知、関連機関との連携強化、リスク管理債権の縮減等にも努めており、全体として順調に業務が進捗していると評価できる。今年度、貸付決定額が計画額に達していないこと等について、東日本大震災の影響も考えられるが、その他の要因についても分析を行うとともに、相談会で出された要望等を踏まえ、今後の業務の実施に活かされたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(国民世論の啓発に関する事項)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援実績 ・ 県民大会 35回 21,413千円 ・ 研修会・講演会 15回 2,746千円 ・ キャラバン・署名活動等 43回 11,100千円 ・ パネル展 39回 3,260千円 ・ 北連協等が行う啓発事業 11回 16,424千円 <li style="text-align: right;">合 計 143回 54,943千円 <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援条件 ・ 返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという政府の北方領土問題への政府の基本的立場に合致していること。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援対象 ・ 県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北方領土返還要求運動の推進については、都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や啓発施設の改善及び展示資料の充実、県民大会等への講師派遣等、地道な努力が認められる。特に、啓発広告塔や啓発施設の維持管理については、低コストで費用対効果を考慮した取組、来場者の要望を踏まえた維持管理や施設の充実に向けた対応が図られていると認められる。 ・ 青少年や教育関係者に対する啓発の実施については、北方少年交流事業、北方領土問題青少年・教育指導者研修会や北方領土ゼミナールについて、前年度のアンケートの指摘や要望を踏まえて、より参加者の視点に立ったプログラム内容に改善した上で計画通り実施されたと認められる。 ・ わかりやすい情報の提供については、啓発パンフレットの作成、新規コンテンツの作成、協会ホームページリニューアルと啓発動画配信ページの新設など、内容の充実や既存コンテンツの迅速な更新等が図られるなど工夫と努力が認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方地域旧漁業権者等に対する融資事業)	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について個別対応をする融資相談会を、当初予定していた対象者が多く居住する10地区に、開催要請のあった2地区を加えた12地区で13回開催(昨年実績12回開催)した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資制度の周知については、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会等の機会を利用して、また、ホームページへの情報の掲載、パンフレットの配布、ダイレクトメールの発送などの取組を計画通り実施し、説明会・相談会における相談件数が昨年度よりも増加するなど効果的であったと認められる。今後とも、更なる周知徹底を図ることが望まれる。 ・ 関係金融機関との連携強化については、計画通り実施され、制度利用の活性化・円滑化に努力していると認められる。 ・ リスク管理債権の適正な管理については、リスク管理債権比率は1.92%であり、計画の3.00%以下を達成しており、適切に行われていると認められる。今後とも、リスク管理には十分な注意を払っていただきたい。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし。

法人名	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(平成17年9月1日設立)〈非特定〉 (理事長:シドニー・ブレナー)
目的	沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発、その成果の普及・活用の促進。2 研究者の交流を促進するための業務を行うこと。3 科学技術の研究開発を行う者への施設や設備の提供。4 国際的に卓越した科学技術研究者の養成。5 大学院大学の設置の準備。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会(分科会長:平澤 冷)
ホームページ	法人: http://www.oist.jp/ja 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/oindex.html
中期目標期間	3年間(平成21年4月1日～平成23年10月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—		—	—	—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA ⁺ 評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第1期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 研究開発	A×3			A	A	A	
(2) 研究・教育活動、研究者の採用		A	—		A ⁺	A ⁺	
(3) 研究成果の普及	A ⁺ ×1 A×2	A×2	—	A	A	A	
(4) 研究者養成活動	A	A	—	A	A	A	
(5) 大学院大学設置準備活動	A	B	—	A	A ⁺	A	
(6) 施設整備	A	A	—				
(7) 効果的な広報・情報の発信等				A	A	A	
2. 業務運営の効率化							
(1) 組織運営及び財務管理	A×12 B×1	A×5 B×1	—				
(2) 活動評価	—	A×2	—				
(3) 管理運営業務の効率化				A	A	A	
(4) 予算の適正かつ効率的な執行				C	A	A	
(5) 入札・契約の適正化及び調達事務の効率化				A	A	B	
(6) 給与水準の適正化				A	A	A	
(7) 保有資産の有効活用				A	A	A	
(8) 効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化				B	A ⁺	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	—	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額							
5. 重要な財産の譲渡等							
6. 剰余金の使途							
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画	—	—	—	B	A	A	
(2) 人事に関する計画	A	B	—	A	A	A	
(3) 積立金の処分に関する事項							
(4) 事務局体制の整備				B	A	A	
(5) 社会的責任を果たすための取組				A×3 C×1	A×4	A×4	
8. 整理合理化計画等に基づく措置	A×3						

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.4.13)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年4月から始まった第2期中期目標期間の最終年度である平成23年度は、機構が平成23年11月の学園設立により解散したことから7カ月という短い期間だったものの、機構としての活動を締めくくり、学園として新たなスタートを切るための取組を着実に進めたものと認められる。
- 特に、エグゼクティブ・コミッティ等の機構内の会議を活用し、教育研究体制の拡充とそれに合わせた研究環境の整備、学園における新たな事務組織や規程類の整備に向けた準備等、学校法人への移行及び開学に向けた各種の取組が有機的な連関をもって計画的かつ組織的に進められたことは高く評価できる。
- 平成17年9月に設立された機構が、沖縄における世界最高水準の大学院大学の実現に向け、その設置準備のための活動を成功裏に終えたことを高く評価するとともに、この間の機構の役職員を始めとする関係者の尽力に敬意を表したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																
研究開発	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄科学技術研究基盤整備機構では、沖縄科学技術大学院大学の開学に向け、神経科学、分子科学、数学・計算科学、環境科学に物理科学を加えた5つに大別される研究分野で、革新的かつ先進的な研究を推進している。平成22年度末に27であった研究ユニットは、平成23年10月末に45に達した。 従来、機構が中心的に取り組んできた研究分野に加え、新たな分野(物理科学)から研究者を採用することで、さらに学際的な研究を推進する基盤が強化された。 研究設備・機器を含む機構の有するリソースを活用して、共同研究等の国内外の大学・研究機関等との連携を進めた。国内外の大学・研究機関等との共同研究の件数は、以下のとおり増加した。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>大学・研究機関</th> <th>企業</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>国内</th> <th>海外</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>28</td> <td>12</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>		大学・研究機関	企業	合計		国内	海外		平成22年	19	7	28	平成23年	28	12	42	<ul style="list-style-type: none"> 物理科学分野を中心に19名の主任研究者が新たに採用され、開学に向けた教育研究体制の整備が着実に進められた。また、先進的・先端的な研究開発活動を行うためのリソースを備えた研究環境の整備も進められている。 共同研究の実施件数は増加しており、沖縄県内の大学等との連携も進められている。機構の保有する研究施設・設備の共同利用についても、その促進及び円滑な実施に向けた取組が進められている。
	大学・研究機関	企業	合計																
	国内	海外																	
平成22年	19	7	28																
平成23年	28	12	42																
成果の普及及びその活用の促進	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 機構の研究成果は平成23事業年度においても着実に発表された。研究者は平成23年4月から10月において、インパクトファクターの高い国際学術雑誌に50件の論文を発表した。さらに、書籍の章を5件、書籍を1件発表した。特に、佐藤ユニットの研究者らが、世界的に著名な学術誌Natureに発表したサンゴの全ゲノム解読に関する研究成果については、数々の科学雑誌等に大きく取り上げられ、機構との共同研究を求めるオファーの増加に寄与した。 研究者は、自身の研究成果をより即効的なインパクトが期待できる国際的な学会においても発表しており、4月から10月において、127のプレゼンテーションが行われた。科学のコミュニティにおいて継続的に機構の研究者が活躍することにより、機構及び大学院大学の認知度向上、及び国際的な舞台で機構(大学院大学)が成功する機会をより多く生み出すことにつながっている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 論文発表数に目立った増加はないものの、機構での在籍期間の長い研究者が着実に研究成果を挙げているものと認められる。また、質の高い研究成果が機構及び大学院大学の知名度の向上につながっている。 研究成果の事業化、産業界との交流・連携を促進するための組織的な取組が進められている。 																
効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化	2(8)	<ul style="list-style-type: none"> 監事による定期監査に当たっては、内部統制事項に沿って、各部門における内部統制の実施状況を確認している。また、入札・契約手続きの状況については、監事及び機構外部の委員が参加する契約監視委員会において、契約の類型別に抽出し審議を行い、機構における契約手続きが適正に行われていることを確認した。さらに、定期監査時には、人件費水準が適正に保たれているか等の監査を行ったところである。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監事は独立の立場から、監査を実施し、内部統制の整備・運用状況や業務運営の効率的な実施の状況の確認等を行っているものと認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>																

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし。

